## 建設労災補償共済制度の取扱要領

昭和56年9月1日 監-898 土木部長から 各部局長、教育庁総務課長、警察本部会計課長 土木部内各課所長あて

- 1 契約担当者は、工事請負契約を締結した場合においては、財団法入建設業福祉共済団の建設労災補償共済への「加入証明書」を当該工事を受注した建設業者(以下「受注業者」という。)から提出させるものとする。ただし、当該年度においてすでに加入が確認されたものについては、この限りではないものとする。
- 2 前項の「加入証明書」の提出期間は、工事請負契約締結後1週間以内とする。
- 3 受注業者が建設労災補償共済制度へ未加入の場合は、加入についての指導を行うもの とする。
- 4 受注業者で、相当の理由なくして建設労災補償共済制度又はその他の共済、保険制度に加入しないものについては、指名において考慮できるものとする。
- 5 建設労災補償共済制度に加入していない受注業者で、その他の共済、保険制度に加入 している場合は、その加入を証する書面の写を提出しそれに代えることができるものと する。ただし、その他の共済、保険制度は、以下の要件の全てを満たすものであること を、加入を証する書面の写で確認できること。
  - (1) 業務災害と通勤災害の双方を対象とすること。
  - (2) 自社の直接の使用関係にある職員及び下請負人の直接の使用関係にある職員(下請けが数次にわたる場合は全て)を対象とすること。
  - (3) 死亡及び労災保険(法定)の障害等級1~7級までの全ての災害を対象とすること。
- 6 受理した加入証明書等は、別紙「建設労災補償共済等加入確認書」に貼付し処理する とともに、工事台帳備考欄に加入確認年月日を記入のうえ、入札執行公所で別途一括保 管するものとする。
- 7 本共済制度等についての趣旨徹底を図るため、現場説明又は入札等の機会に理解を高めることとする。
- 8 この取扱要領は昭和56年10月1日より施行する。

(平成17年11月8日建管-1683 一部改正(平成17年12月1日から施行))

(別 紙)

確認年月日				課(所)長	起	案	者
	確	認	欄				

## 建設労災補償共済等加入確認書

下記の工事についての建設労災補償共済等の加入を確認します。

工事番号・工事名

契 約 額

契約年月日

請 負 者

補償契約額

その他の共済、保険の名称

(加入証明書等貼付)